

SAKAIDE Agri Topic

農業委員会だより

編集発行：坂出市農業委員会
〒762-8601
坂出市室町二丁目3番5号
0877-44-5013



農地パトロールにより
地域の農地を守ります！

メインピックアップ

- ・会長挨拶
- ・新任委員紹介
- ・農地中間管理機構
- ・賃借料情報
- ・相続登記
- ・農業者年金
- ・農地法許可申請
- ・農業委員会日程

No.37
2023.12.1

**坂出市
農業委員会の
新体制が
決定しました**

ごあいさつ



坂出市農業委員会
会長 大原眞路
加茂
48-1299

日ごとに寒さ厳しくなりつつある折、農家
また、日頃より農業委員会活動へのご理解・
令和5年7月農業委員の任期満了により、
心から御礼申し上げますとともに、その責
農家を取り巻く状況はコロナ禍を始めとす
業界でダメージを受け地域経済に及ぼす状況
このように農業を取り巻く厳しい環境では
適化推進委員」を委嘱して、「担い手への農地
農地利用の最適化の推進に向けての取り組み
そのためには地域の農家の皆様と農業委
要がございます。

関係者の皆様方におかれましては、今後と
結びに、コロナ感染症収束も見通せない状
にご留意いただき新年が良い年となりますよ

**推
進
委
員**



細谷 秀樹
府中
48-0783



神内 博美
王越
42-0828



中條 健朗
林田
47-4438



四角 秀信
川津
45-4069



濱崎 郷廣
王越
42-0568



中江 輝男
青海
47-2528



中村 一信
神谷
47-0246



竹内 博文
加茂
48-1930



谷口 正行
府中
48-0696



西田 吉徳
西庄
45-4277



宮川 重信
高屋
47-2530



木下 眞智子
大屋富
47-0039



山下 恭生
江尻
45-2752



渡邊 明彦
谷
45-9703



泉 善弘
川津
46-6430



西久保 晋
加茂
48-1864

農地利用最適化推進委員の業務

- ・担当地域での遊休農地の発生防止・解消
に向けた農地パトロール
- ・農地の拡大意向を持つ農業者と、農地の
出し手との仲介など



牛谷 春樹
府中
48-0685



小早川 知
府中
48-1680



福家 朗夫
林田
47-3274

の皆様方におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。
 ご協力を賜り、心から感謝申し上げます。
 市議会の同意をいただき令和5年度の初総会において会長に就任いたしました。
 任の重大さを改めて痛感しているところでございます。
 る厳しい国内環境や海外においての不安な社会情勢は、国内においてもあらゆる
 は営農を継続していくには非常に厳しい状況にあると思います。
 ありますが本市農業委員会18人の「農業委員」とともに19人の「農地利用最
 利用の集積・集約化」、「遊休農地の発生防止・解消」、「新規参入の促進」など、
 を、従来にも増して強化して参ります。
 員・推進委員が協力し、一体となってこれまで以上にきめ細かく活動を進める必

も一層のご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。
 況ではありますが、皆様におかれましては感染症対策を継続していただき、健康
 う心よりお祈り申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。



会長職務代理

農
業
委
員

 原 武信 府中 48-1322	 吉田 宏明 府中 48-1298	 石井 淑雄 江尻 45-0141	 松浦 雄一 高屋 47-2963	 梶野 和幸 林田 47-1594
 土井 正幸 川津 46-8154	 猪熊 幸雄 林田 47-0668	 木下 得代 大屋富 47-0627	 本条 仁史 西庄 46-6749	 山下 祝 川津 45-8194
 山下 恵 江尻 46-2707	 藤川 一雄 高屋 47-2210	 宮本 賢一 王越 42-0765	 山本 茂 福江 45-7567	 高市 佳和 加茂 48-1698

任期

令和5年
7月20日から
令和8年
7月19日まで

農業委員の業務

- ・農地法に基づく農地の権利移動や、農地転用の許認可事務
- ・担い手への農地利用の集積
- ・遊休農地の発生防止・解消などに向けた農地パトロールや農家相談などの現場活動

 三木 洋一 府中 48-3173	 富木田 好正 青海 47-0631
---	--

農地の貸借には「香川県農地機構」を活用しましょう

農地貸借の仕組み

香川県農地機構が、離農者や規模縮小農家等から農地を借り受け、規模拡大、新規就農等のために貸付けを希望している方に貸し付けます。



農地の貸し手のメリット

- ・農地中間管理機構は公的機関なので安心して農地を貸し付けることができます。
- ・農地の受け手を機構が探し、交渉します。
- ・賃料は機構から支払われ、契約期間が満了すれば農地は確実に戻ります。
- ・要件を満たせば、国の協力金の交付を受けることができます。

農地の借り手のメリット

- ・個々の農地の所有者と交渉する必要がなく、契約や賃料の支払いも手間なくできます。
- ・まとまった農地の借入れや分散した農地の集約化が可能となり、農作業の効率化が図れます。
- ・新規就農者や農業参入企業なども農地が借りやすくなります。

香川県農地機構は、農地の借受け・貸付けの中間的受け皿となり、農業の担い手への農地の集積・集約化を進める香川県知事指定の安心できる機関です。

公益財団法人 香川県農地機構

〒761-8078 高松市仏生山町甲263番地1 TEL (087) 816-3955



月4回金曜日発行

購読料：月700円[送料、税込み]

全国農業新聞とは

全国農業新聞は農業者の公的代表機関である農業委員会系統組織が発行する農業総合専門紙です。「週刊」の時間を生かし、情報がわかりやすいよう解説的にまとめています。また、多くの読者の皆様に満足して頂けるよう、家族全員が楽しめる記事も充実しています。さらに、全国47都道府県にある支局の県版・地方版の充実により、地域の元気で特徴ある明るい話題や地域独自のイベント情報などの提供に努めています。

購読するには

「全国農業新聞」は、市役所農業委員会で購入の申し込みを受け付けています。お電話等でお申し込みください。

賃借料情報

令和4年1月～令和4年12月までに公告（締結）された利用権設定は257件で、その内賃貸借権（有償）によるものが144件（約56%）、使用貸借権（無償）によるものが113件（約44%）でした。以下に示す賃借料水準は、令和4年に公告（締結）された利用権設定の内、賃貸借権による契約のデータをもとに10aあたりの賃料を集計したものです。こちらはあくまでも目安としての情報提供ですので、状況に応じて貸し手・借り手双方で協議のうえ、決定してください。

1. 田（水稻の部）

地区名	平均額（円）	最高額（円）	最低額（円）	筆数	備考
加茂地区	11,300	15,000	5,000	36	
江尻地区	5,000	5,000	5,000	23	
松山地区	16,700	40,000	3,000	81	
西庄地区	8,800	15,000	3,800	54	
川津地区	9,700	35,000	5,000	72	
府中地区	6,100	15,000	3,000	132	
林田地区	11,400	25,200	3,000	105	
(参考) 坂出市平均	11,000				

※1. 金額は算出結果を四捨五入し、100円単位としています。

※2. 田、畑については耕作状況により分類していません。

※3. 賃借料の支払い方法について、物納および賃借料水準（10a当たり）での締結でないものは含んでいません。

2. 畑（普通畑の部）

地区名	平均額（円）	最高額（円）	最低額（円）	筆数	備考
江尻地区	16,600	30,000	7,500	9	
松山地区	25,200	40,000	3,000	31	
川津地区	7,500	10,000	5,000	6	
府中地区	8,200	15,000	3,000	12	
林田地区	12,500	20,000	10,000	5	
(参考) 坂出市平均	18,500				

相続登記が義務化されます!



相続登記の申請が令和6年4月1日から義務化されます。相続により所有権を取得した場合、取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないこととされました。

また、遺産分割の話合いがまとまった場合には、不動産を取得した相続人は、遺産分割が成立してから3年以内に、その内容を踏まえた登記を申請しなければならないこととされました。

相続登記の申請の義務化は、令和6年4月1日に始まりますが、それ以前の相続でも、不動産の相続登記がされていないものは、義務化の対象となります。

詳細は、全国の法務局、あるいは専門家（司法書士、弁護士）にご相談ください。

農業者年金の3つの税制優遇

**農業者年金は
税の軽減の立役者です!**

年金積立
しながら
税軽減



ポイント1 支払った保険料は **全額社会保険料控除の対象!**

ポイント2 **運用益は非課税!**

ポイント3 将来年金として受け取る際も **大きな控除!**



支払った保険料は、 全額社会保険料控除の対象!

支払った保険料は、将来年金として受けられるというメリットだけでなく、支払った家族分の保険料も含めて社会保険料控除の対象となり、大きく税が軽減されます。

農業経営にゆとりが出たときは、保険料の毎月の保険料額を増額したり、翌年1年分をあらかじめ一括して納付する「前納納付」で当年中に納付する保険料額を増やして、税軽減額をアップすることもできます。

■保険料支払いによる税軽減額(所得税・個人住民税・復興特別所得税)の目安

課税対象所得	税率	保険料月額2万円 (年額24万円)の場合	保険料月額6万7千円 (年額80万4千円)の場合
195万円以下	15.1%	3万6千円	12万1千円
195万円超330万円以下	20.2%	4万8千円	16万2千円
330万円超695万円以下	30.4%	7万3千円	24万4千円

※保険料支払い後も保険料支払い前と適用される税率に変更がないものとして試算しています。

運用益は非課税!

制度発足以降20年間の運用利回りは、年率で+2.94%!

一般の預貯金等の利子には約20%の税金がかかりますが、農業者年金の運用益は非課税です。そのため、その分多く年金の原資として積み上がります。

また、事務経費についても国が負担しているため、支払った保険料の全額が運用されます。

■年金資産の運用実績

年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
修正総合利回り(%)	-4.65	5.99	3.4	9.8	3.27	-4.73	-9.25	9.14	-0.06	
H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
2.36	9.62	7.75	8.78	-0.69	3.26	4.75	7.71	-2.08	10.82	2.39

← 平均運用利回り 年率で+2.94% →

将来年金として受け取る際も、大きな控除!

受け取る年金は公的年金等控除が適用

農業者年金として受け取った年金は、税制上、公的年金等控除の対象となり、65歳以上の方であれば、公的年金等の合計額が110万円※までは全額控除されます。

※公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下の場合

死亡一時金もあり安心、しかも死亡一時金も非課税

80歳前に死亡した場合には、80歳までに受け取る農業者老齢年金の現在価値相当額を一時金として要件を満たす遺族が受け取れ、死亡一時金は非課税です。※加入期間等により保険料払込額を下回る場合があります。

農業者年金の内容やご相談については、
最寄りの農業委員会かJAまたは農業者年金基金に
お問い合わせください。

独立行政法人 農業者年金基金

● 専門相談員

TEL: 03-3502-3199

● 企画調整室

TEL: 03-3502-3942

農地の売買・転用には 農地法の許可が必要です

農地の売買や貸借、また転用する場合は、農地法第3条、第4条、第5条により、それぞれ市の農業委員会もしくは県知事の許可が必要になります。

また、農地の権利を相続等で取得したときは、農地法第3条の3第1項により、農業委員会に届け出が必要です

農地法第3条

- ・農地を農地のままで売買や貸借をする場合に必要です。
- ・相続で農地を取得した場合にも届出が必要となります。

農地法第4条

- ・農地の所有者自らが、農地の転用を行う場合に行うもので、香川県知事の許可が必要です。

農地法第5条

- ・農地の転用を目的として、所有権や賃貸借権などの権利を移転もしくは設定する場合に行うもので、香川県知事の許可が必要です。

※この他に、自己の農地の保全または利用上必要な耕作の道路、用排水路の施設や、農業経営上必要な納屋、畜舎等の施設（転用面積200㎡未満に限る）に転用する場合は、転用許可ではなく非農地の証明が必要となります。

詳しくは農業委員会までご相談ください。

令和6年の農業委員会の主な日程は以下のとおりです。

令和6年農業委員会の主な日程

申請締め切り日	定例会開催日	定例農家相談
1月5日（金）	1月19日（金）	1月9日（火）
2月5日（月）	2月20日（火）	2月7日（水）
3月5日（火）	3月19日（火）	3月7日（木）
4月5日（金）	4月19日（金）	4月8日（月）
5月2日（木）	5月20日（月）	5月7日（火）
6月5日（水）	6月20日（木）	6月7日（金）
7月5日（金）	7月19日（金）	7月8日（月）
8月5日（月）	8月20日（火）	8月7日（水）
9月5日（木）	9月20日（金）	9月9日（月）
10月4日（金）	10月18日（金）	10月7日（月）
11月5日（火）	11月20日（水）	11月7日（木）
12月5日（木）	12月20日（金）	12月9日（月）



※左記の日程については、諸事情などにより一部変更となる場合もあります。